建設委員会会議録

平成21年2月26日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:08

委員長

ただ今から建設委員会を開会いたします。「議案第9号 契約の締結(弁分公営住宅建設(4期)工事)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

契約課長

議案第9号 契約の締結(弁分公営住宅建設(4期)工事)について補足説明をいたします。 議案書の12ページをお願いいたします。本件工事請負契約の締結につきましては、地方自治 法第96条第1項第5号の規定に基づき、本案を提出するものであります。議案第9号の弁分 公営住宅建設(4期)工事につきましては、契約金額は4億742万6,250円で、江藤・ 大建・本河特定建設工事共同企業体、代表者 江藤工産株式会社、代表取締役 江藤友之と契約 を締結するものであります。13ページの議案資料をお願いいたします。工期につきましては、 本契約として認められた日から平成22年3月26日までとし、施設概要等につきましては、 鉄筋コンクリート5階建て1棟35戸で、延べ床面積2,747.72平方メートルの公営住 宅でございます。部屋のタイプといたしましては、2DKが15戸、3LDKが20戸で、1 4ページにその内容を記載しております。次に15ページには建設地の付近見取図を、16ページには配置図を、17ページから18ページにかけましては各階平面図及び立面図を添付いたしております。

お手元、別途配布しておりますけれども、工事請負契約議案資料をお願いいたします。本工事の入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに特定建設工事共同企業体運用基準により、設計金額3億円以上の工事であることから、共同企業体による施工となりますので、業者選考委員会において、共同企業体の構成員の条件などの必要要件等を決定し、1月23日に入札公告を行い、2月10日に入札を執行いたしました。その結果、10共同企業体から入札参加申請があり、予定価格4億7,932万6,050円に対し、落札額4億742万6,250円、落札率84.99%で江藤・大建・本河特定建設工事共同企業体が落札いたしたものであります。以上簡単ではございますが、議案第9号の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第9号 契約の締結(弁分公営住宅建設(4期)工事)」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第14号 飯塚市国土利用計画を定めること」を議題といたします。執行部の 補足説明を求めます。

都市計画課長

議案第14号 飯塚市国土利用計画を定めることについて説明いたします。本計画は、平成18年3月26日の1市4町の合併により新しい飯塚市が設置されたことに伴い、国土利用計画

法第8条第1項の規定により、飯塚市国土利用計画を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、市域内の限られた土地を有効に活用し、本市の均衡ある発展を 図るための国土利用計画を定めるため、国土利用計画法第8条第3項の規定に基づき、本案を 提出するものであります。

ここで、国土利用計画は、国土利用の基本理念に基づき、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、国土の均衡ある発展を図ることを目的として策定されるもので、国土利用の基本方向を示すものであります。

また、本計画は、国土の利用に関する全国計画及び県の国土利用計画を基本として、第1次 飯塚市総合計画に即して策定したもので、本市の土地利用に関する計画、すなわち都市計画や 農業振興地域整備計画、森林計画等の基本となるものでございます。詳細については、各種参 考資料も添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第14号 飯塚市国土利用計画を定めること」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第15号 市道路線の廃止」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

土木管理課長

議案書37ページをお願いいたします。議案第15号 市道路線の廃止について、補足説明をいたします。道路法 昭和27年法律第180号第10条第1項の規定に基づきまして市道路線を廃止するため議会の議決をお願いするものでございます。議案書38ページをお願いいたします。今回廃止する路線は用途廃止に伴う3路線、延長1006.7mでございます。明細票の左端に記載しております番号1番から3番の路線が今回廃止の予定となっております。なお、路線箇所は39ページの地図に記載しておりますので、お願いいたします。1号、2号は都市公園内にありますので、市道認定廃止後は公園内道路として所管替えをいたすものでございます。3号路線につきましては、保育所の移設に伴いまして不要になったため、普通財産の方に所管替えをするものでございます。以上、簡単でございますが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第15号 市道路線の廃止」は、原案どおり可決することに、ご異議 ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申し 出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「市営住宅明渡等請求訴訟等について」報告を求めます。

建築住宅課長

平成15年12月16日及び平成19年12月18日開催の本会議において報告いたしました市営住宅明渡等の請求訴訟結果の、その後の経過についてご報告いたします。資料としてお配りいたしております市営住宅明渡等請求訴訟等経過報告書の中の、訴訟を提起したナンバー1の者は、裁判所に出廷はいたしましたが、市の請求どおり判決が下り、退去勧告にも応じなかったために強制執行を行いました。ナンバー2の者でございますが、和解をしておりましたが、その後和解条項を履行しなかったため強制執行を行いました。なお、概要については資料に明記いたしておりますので、説明は省略させていただきます。また、今後予想されます悪質家賃滞納者につきましても同様の措置を行って市営住宅の管理の適正化に努力する所存でございます。以上簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉 会) 10:08